



各 位

会 社 名 株式会社ユーシン

代表者名 代表取締役会長兼社長 田邊 耕二

(コード:6985 東証第一部)

問合せ先 社長室 広報課 栢木 基博

TEL: 03 (5401) 4653

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年7月30日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	払 込 期 日	平成 25 年 8 月 20 日
(2)	新株予約権の総数	75 個
(3)	社債及び新株予約権の 発 行 価 額	各新株予約権付社債(額面100,000,000円) につき100,000,000円 各新株予約権の払込金額:本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	転換価額が未定のため、算出しておりません。決定次第お知らせいたします。
(5)	資金調達の額	7, 500, 000, 000 円
(6)	転 換 価 額	転換価額は、当初、当社の代表取締役会長兼社長田邊耕二が、本取締役会の授権に基づき、本取締役会開催日又はその翌日(いずれも日本時間)に、平成25年7月30日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の105%以上で、市場動向等を勘案して決定します。
(7)	割当予定先	第三者割当により全額をUBS 証券株式会社(以下「UBS 証券」といいます。)に割り当てます。
(8)	利率及び償還期日	利率: 0.00% 償還期日: 平成30年8月20日
(9)	償 還 価 額	各新株予約権付社債(額面 100,000,000 円)につき 100,000,000 円
(10)	そ の 他	 ・ 平成28年8月20日以降権利行使可能となる130%コールオプション条項が付されております。 ・ 割当予定先が第三者割当により本新株予約権付社債の発行を受けた後、本新株予約権付社債の買取権(コールオプション)がワラントという商品の形態(以下「ワラント」といいます。)で海外投資家に売却される予定と聞いております。

2. 本新株予約権付社債の発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景

当社は、自動車メーカー系列に属さない独立系自動車部品メーカーとして、ローコストの生産力と顧客ニーズへの対応力を強みに、国内マーケット占有率はキーセットで第2位(注)、その他の製品群においても上位(注)の地位を確立しております。また、国内自動車メーカーの海外展開に対応すべく生産拠点を海外に拡充し、売上拡大とともに当社製品を拡販、開発、供給できるグローバル体制の確立を図ってまいりました。

今後、国内自動車部品市場の縮小が見込まれる環境下において、これまでは主に国内自動車メーカーと一部の欧米自動車メーカーへの供給が事業の主軸となっておりましたが、今後は欧州自動車メーカー、米国自動車メーカー、そして韓国自動車メーカーとのビジネス拡大を図り、更なる成長に向け、現状3割弱の海外売上高比率を早期に7割以上に引き上げることを計画しております。グローバル展開を加速させるためには既存顧客の新興国への生産シフトに対応するだけでなく、上記の新規の海外顧客の獲得も必要であることから、当社はその第一歩として、平成25年5月24日、欧州自動車メーカーを主要顧客とするValeo S.A. (以下「Valeo 社」といいます。)のアクセスメカニズム事業(以下「CAM事業」といいます。)を買収いたしました。

CAM 事業は、欧州及び中南米に強力な顧客基盤と生産基盤を有しておりますが、当社とは進出地域及び販売先が異なることから、地域及び販売先の補完性が高く、地理的拡大にほぼ連動した顧客基盤の拡大が見込めます。製品面においては、CAM 事業はキーセット・ドアラッチ等の製品群(以下当社及び CAM 事業の製品群の市場を「アクセスコントロール・マーケット」といいます。)において各々相応のシェアを有しており、当社グループ(Valeo 社の CAM 事業を含みます。)は、今回の買収によりキーセットにおいては世界1位、またドアラッチ、ドアハンドル等の製品群においてグローバルトップ3位以内に入ると考えております。また、取引量の拡大による調達、生産におけるコストダウンが期待できるだけでなく、買収効果を高めるため、開発・生産・物流・本部機構における業務プロセスや基幹システム、経営管理体制の統合、生産拠点の見直しや従業員の再配置といった事業の統合へ向けた作業を進めており、買収によるシナジー効果が期待できます。従って、今回の買収は、新興国を含む海外での顧客基盤の拡大、また規模拡大により価格競争力を高めることにより、アクセスコントロール・マーケットにおいて世界トップシェアへの躍進及び自動車部品事業のより一層の拡大をより加速させるものになると考えております。

当該買収の取得費用は、手持ち資金及び取引銀行を中心として組成されたシンジケート・ローンにより調達を行いました。その結果として、買収後の平成25年11月期第2四半期末における株主資本に対する有利子負債の割合(以下「デット・エクイティ比率」といいます。)は169%となりました。今後も生産力向上に向けた積極的な設備投資や海外への事業展開を行っていく上で安定的な財務基盤の確立が必要となるため、キャッシュフロー向上に向けて金利負担を軽減し、また現在のデット・エクイティ比率が高い状況から中長期的に有利子負債の残高を減らしていく方針です。つきましては、第三者割当による本新株予約権付社債の発行により調達した資金は、CAM事業を買収する資金として銀行団との間で組成したシンジケート・ローン又はその他の既存の借入金の一部返済に充当する予定です。なお、シンジケート・ローン又は既存の借入金のいずれにおいても、繰り上げ返済を行う場合は、契約の相手方である金融機関との合意を得たうえで、実行するものとします。

第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、本新株予約権付社債が将来的に普通株式に転換されることで資本拡充が期待でき、さらに 130%コールオプション条項が付されていることにより、当社の株式の株価動向次第では転換が促進され、当社の財務基盤の強化につながることが期待できます。また、公募増資による発行と比較して、第三者割当の方法によれば、市場環境や投資家動向に大きく依存することなく、確実な資金調達が可能となります。万が一、本新株予約権付社債が償還期限まで残存した場合においても、本新株予約権付社債がゼロ金利による調達であることから、当社全体の金利負担を大幅に軽減することを可能にするため、中長期的な財務基盤強化に大きく寄与しうるものであり、本新株予約権付社債は、資金調達手段としても他の資金調達手段と比べて相対的に有利な条件での資金調達であると考えております。一方、既存株主への影響という観点では、本新株予約権付社債は転換価額の下方修正により希薄化率が当初の水準から増大することがないこと、下記6.(3)「割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権は、本

新株予約権付社債の買取権(コールオプション)をワラントとして購入した多数の海外投資家によって保有されているため、結果として本新株予約権付社債の転換時期が分散すると期待されることから、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できることなど、既存の当社株式の希薄化及び当社株式の流動性に与える影響に一定の配慮がされております。

上記を踏まえ、当社グループの今後の事業・財務戦略の方針が本新株予約権付社債の発行と合致するかを含めて総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行によるメリットが当社株式の希薄化に関する影響を上回って、当社グループの企業価値の向上に資するものであるとの結論に至り、本新株予約権付社債の発行が必要かつ合理的であると判断し、本取締役会で、本新株予約権付社債の発行を決議致しました。

(注)「自動車部品 200 品目の生産流通調査 2012 年版(株式会社アイアールシー)」に基づき記載しております。

(2) CAM 事業買収のメリット

① マーケット・シェアの拡大

CAM 事業はキーセット・ドアラッチ等の製品群において各々相応のシェアを有しており、今回の買収により当社グループはキーセットにおいては世界1位、またドアラッチ、ドアハンドル等の製品群においてグローバルトップ3位以内に入ると考えられます。今後アクセスコントロール・マーケットにおいて競争が激化していく中にあって、当社グループは規模の拡大によって、生産・販売両面において拡充を図り、グローバルサプライヤーとしての生産供給体制、海外事業展開の更なる強化を図ってまいります。

② 顧客基盤の獲得

CAM 事業は、欧州自動車メーカーを中心に顧客基盤を有し、当社との進出地域及び販売先が異なることから、地域及び販売先の補完性が高く、地理的拡大にほぼ連動した顧客基盤の拡大が見込めます。特に、欧州地域及び中南米地域については、当社にとって大いに地域拡大が見込まれます。加えて、当社及び CAM 事業は、相手方が取り扱っていない製品を各々生産しているため、それらの製品を用いたクロスセルが期待されます。

顧客基盤の獲得

	<u>ユーシン</u>	ユーシン _及びCAM事業_	CAM事業					
日本	マツダ スズキ ホンダ 三菱自動車 日野自動車 ダイハツ	日産自動車	トヨタ自動車					
米国		フォード GM						
欧州 ・ アジア	現代自動車	VWグループ VOLVOグループ BMW	ルノー PSAグループ フィアット/ クライスラー ダイムラー					
			ļi					

製品群の拡大

ユーシン	ユーシン <u>及びCAM事業</u>	CAM事業
スイッチ	キーセット	0
ヒーター	ドアハンドル	パワー・ クロージャー・ システム
コントロール	ドアラッチ	

③ 生産拠点の獲得

欧州及び中南米を中心とする CAM 事業の生産設備及び販売拠点については、当社の事業展開する地域と異なっており、当社の販売先の拡大及び拠点をグローバルに展開することによる仕入コスト削減に寄与すると見込まれています。また、オートメーション化する CAM 事業の生産技術や開発力を取り込むことにより、技術面だけでなく品質面、生産性、コスト面へのシナジー効果を発揮させ、製品の競争力向上を図ります。

生産拠点における地域展開の拡大

: ユーシン (6 カ国) : CAM事業 (7 カ国) : ユーシン及びCAM事業 (2 カ国)

生産拠点における地域展開の拡大

(3) 本新株予約権付社債を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴

今般の資金調達を決定するに際しては、財務基盤の強化及び資金調達額の確実性を最優先に置きながら、既存株主への配慮という観点から、複数の金融機関との間で、当社の最優先事項を可能にする資金調達方法を協議し、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、UBS 証券の提案による本新株予約権付社債の発行が、当社の上記最優先事項を可能にするという観点及び他の資金調達手段(例えば借入れ、普通社債発行、公募増資、株式の第三者割当等)との比較から、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

買収後合計:15ヵ国

① 当社は、これまで設備投資及び企業買収のための資金調達を銀行借入に依存してきた結果、平成 25 年 11 月期第2四半期末におけるデット・エクイティ比率が 169%と高い状況にあることから、資

金調達を考える上では、借入又は社債発行以外の資金調達方法を選択することで資金調達方法の多様化を図り、財務健全性を改善することを中長期的な財務戦略としております。そのため、本新株予約権付社債の発行は、当社株価が上昇した場合にその新株予約権の行使により当社普通株式へ転換されることで、当社株式の一定の希薄化が生じるものの、資本拡充が期待でき、デット・エクイティ比率が下がり、中長期的な財務基盤の安定化につながりうると考えております。

- ② 公募増資は資金調達額が市場環境や投資家動向に大きく依存し、資金調達額を確定することができないこと等の理由から、資金調達額の確実性に重点を置く当社にとっては現実的な資金調達方法とは考えられません。また、株式の第三者割当については、今回の資金調達のように調達金額が大きい場合には当社の株主構成及び会社経営に大きな影響を及ぼすと考えられることから現実的な資金調達手法とは考えられません。その点、本件においては、第三者割当の方法によることで確実な資金調達が可能である一方で、本新株予約権付社債の買取権(コールオプション)をワラントとして多数の海外投資家に売却することが予定されており、実質的な投資家が多数存在することから、株主構成及び会社経営に大きな影響を及ぼすこともありません。また、本新株予約権は、当該海外投資家によって間接的に行使されるため、本新株予約権付社債の転換時期が分散すると期待されることから、公募増資又は株式の第三者割当等短期間に大量の株式を発行する株式による資金調達と比して、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できます。
- ③ 一般的に新株予約権付社債は、期中に株価が転換価額を上回っても、残存期間におけるオプション 価値を放棄することになってしまうため、合理的な投資家にとっては満期近くまで転換権を行使するインセンティブが少なく、新株予約権付社債を発行しただけでは、当社の財務健全性の改善につながらないと考えられます。そこで将来的な資本拡充を目的として本新株予約権付社債が当社普通株式へ転換されることを促進するために、株価が転換価額を大幅に上回った場合に当社の側から転換を促すことを可能とするための 130%コールオプション条項を本新株予約権付社債に付すことにいたしました。当該コールオプションが付与されることで、株価が一定期間、転換価額の 130%以上の水準に推移した場合には、コールオプションの行使による償還を回避するために、当社普通株式への転換が促進される仕組みとなっています。
- ④ 本社債は、当社の財務負担を軽減するためにゼロ金利による調達となっており、当社は、万一本新株予約権付社債が投資家により転換されずに残存する場合でも、償還期限までの間、当社全体の金利負担を軽減することが可能となります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

	1	払 込 金 額 の 総 額 7,500,000,000円
Ī	2	発行諸費用の概算額 17,200,000円
	3	差 引 手 取 概 算 額 7,482,800,000円

- (注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、登記費用、財務代理人費用、第三者評価機関による証券価値算定費用、印刷会社費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
CAM 事業の買収資金として平成 25 年 5 月 23 日に組		
成されたシンジケート・ローン又は既存の短期借入	7,482 百万円	平成25年8月~平成26年8月
金若しくは長期借入金の一部返済		

- (注) 1. 手取金の支出までの期間は、銀行預金又は証券口座においてリスクの低い資金管理をする予定です。
 - 2. 資金充当時期は、原則として、各々の借入の返済スケジュールに合わせ順次、充当する予定です。 なお、シンジケート・ローン又は既存の借入金のいずれにおいても、繰り上げ返済を行う場合は、 契約の相手方である金融機関との合意を得たうえで、実行するものとします。

(ご参考情報)

シンジケート・ローンの内容借入金総額 153 億円借入先 既存取引銀行 (18 行)融資実行完了日 平成 25 年 5 月 23 日借入期間 5.5 年

既存の短期借入金及び長期借入金明細(社債を除く、平成25年5月31日現在)

借入金	金額(百万円)
短期借入金	4, 809
1年以内返済予定の長期借入金	7, 326
1年超2年以内返済予定の長期借入金	7, 573
2年超3年以内返済予定の長期借入金	7, 447
3年超4年以内返済予定の長期借入金	15, 040
4年超5年以内返済予定の長期借入金	8, 165
5年超6年以内返済予定の長期借入金	8, 240
合計	58, 600

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2. (1) 「資金調達の主な目的、背景」記載のとおり、当社は、グローバル展開を加速させるため には既存顧客の新興国を含めた海外への生産シフトに対応するだけでなく、新規の海外顧客の獲得も必要で あることから、CAM 事業を買収し、当該買収の取得費用は、手持ち資金及び既存取引銀行を中心として組成 された153億円のシンジケート・ローンにより調達を行い、その結果、買収後の平成25年11月期第2四半 期末におけるデット・エクイティ比率は 169%となりました。デット・エクイティ比率が高い状況にあるこ とから、今後も生産力向上に向けた積極的な設備投資や海外への事業展開を行っていく上で必要となる安定 的な財務基盤の確立を目的として、第三者割当による本新株予約権付社債の発行により調達した資金を、借 入金の返済に充てることといたしました。調達資金は、CAM 事業を買収する資金として銀行団との間で組成 したシンジケート・ローン又はその他の既存の借入金の一部返済に充当する予定です。なお、シンジケー ト・ローン又は既存の借入金のいずれにおいても、繰り上げ返済を行う場合は、契約の相手方である金融機 関との合意を得たうえで、実行するものとします。本新株予約権付社債の発行により調達した資金を借入金 返済に充当することにより、金利負担が軽減されるだけでなく、本新株予約権付社債の発行は、中長期的に は当社株価が上昇した場合にその新株予約権の行使により当社普通株式へ転換されることで、資本の拡充及 びデット・エクイティ比率の軽減を行うことができるため、当社の財務基盤の強化につながりうると考えて おります。すなわち、本新株予約権付社債の手取金のシンジケート・ローン又は既存の借入金への一部返済 充当により、当社の財務基盤は強化され、生産力向上に向けた積極的な設備投資や海外への事業展開を行っ ていくことが可能となり、中長期的な企業価値の向上を図ることが期待され、ひいては既存株主の皆様の利 益に資すると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1)発行条件が合理的であると判断した理由

本新株予約権付社債の発行条件である、発行価額、転換価額、ゼロクーポン等につきましては、当社の経営環境、財務状況、当社株式の流動性、株価水準、株価変動率、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件のほか、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果を総合的に勘案しております。

当社は、公正を期するため、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書(以下「赤坂国際会計評価書」といいます。)を取得しております。赤坂国際会計評価書では、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行

使請求により交付される目的株式数の総数が当社普通株式の普通取引の出来高と比して相当数にのぼることを前提とし、本新株予約権付社債に付された 130%コールオプション条項、当社株式の株価変動性(ボラティリティ)及び流動性等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つである二項モデルを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社は、本新株予約権付社債を発行することにより調達した資金をシンジケート・ローン又はその他の既存の借入金の一部返済に充当し、金利負担を軽減するとともに、財務基盤の強化につなげうることから、当社の企業価値の向上が見込まれること、本社債に本新株予約権を付すことにより一定の金利低減効果が享受できる等の経済的利益を勘案し、赤坂国際会計評価書も踏まえ、本社債に本新株予約権を付することによって当社が得ることのできる経済的利益が本新株予約権の公正価値と概ね見合っていることを確認した上で、本新株予約権の発行価額を無償とすることが合理的であると判断しました。また上記2.(3)「本新株予約権付社債を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴」記載の事由を勘案の上、その他発行条件についても合理的であると判断しました。

当社監査役は全員、当社担当者より発行要項の内容及び上記2.(3)「本新株予約権付社債を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴」記載の事由の説明を受けるとともに、赤坂国際会計評価書等も考慮に入れて総合的に判断して、本社債に本新株予約権を付することによって当社が得ることのできる経済的利益が本新株予約権の公正価値と概ね見合っていることから、発行条件は割当予定先に特に有利でないとの意見を述べております。

なお、転換価額については、直近の当社普通株式の普通取引の終値及び赤坂国際会計評価書に基づき、 本新株予約権付社債発行の本取締役会決議日である平成25年7月30日の東京証券取引所における当社普 通株式の普通取引の終値の105%以上とすることを決定いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成25年7月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%を転換価額として計算した場合、平成25年7月29日現在の当社の発行済株式総数31,995,502株の32.5%となり、本新株予約権の行使により1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。なお、本新株予約権には、転換価額の修正条項は付されておらず(但し、当社が株式分割等を行う場合には転換価額は調整されます。)、転換価額の修正による希薄化率の変動はありません。

当社といたしましては、本新株予約権付社債の発行による資金調達を行わなければ、早期にシンジケート・ローン又は既存の借入金の一部返済ができず、デット・エクイティ比率を下げることができないため、財務基盤を強化することができません。キャッシュフローにより中長期的にデット・エクイティ比率を下げていくことはできるものの、当社は更なる成長に向けグローバル展開を加速していかなければならない中で、デット・エクイティ比率が高いことにより当社の成長につながる投資案件を見送らなくなってしまうことで成長機会を逸してしまう可能性があります。本新株予約権付社債の発行により、安定的な財務基盤を確立することは急務であり、本新株予約権の行使に伴う当社株式の発行により中長期的に財務基盤の強化を図ることは、当社の財務基盤の安定化に寄与し、当社の今後の成長に必要不可欠であるとともに、これにより当社の中長期の企業価値の向上が期待できます。以上より、本新株予約権付社債の発行が、既存株主の利益保護につながるものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断いたしました。

また、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行使請求により交付される目的株式数の総数が当社普通株式の普通取引の出来高と比して相当数にのぼるものの、上記2. (3) 「本新株予約権付社債を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴」の②記載の通り、本新株予約権付社債の転換時期は分散されることが想定されるため、流動性の観点からも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(特に記載のない限り平成25年7月30日現在)

(1)(-1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1								
(1)	名		称	UBS 証券株式会社(注)1.				
(2)	本 店	所 在	地	東京都千代田区大手町1 トタワー	丁目5番1号 大手町ファ	ーストスクエア イース		
(3)	代表者の	役職·	氏名	代表取締役兼CEO 中村 善二				
(4)	事 業	内	容	金融商品取引業等				
(5)	 資	本	金	744 億円(平成 25 年 3 月	31 日現在)			
(6)	設立	年月	日	平成23年4月25日				
(7)	発行済	株 式	こ数	2,978,000 株(平成 25 年	三3月31日現在)			
(8)	決	算	期	3月31日				
(9)	従 業	員	数	645名 (平成25年3月	31 日現在)			
(10)	主要	取 引	先	投資家及び発行体				
(11)	主要取	文 引 銵	1 行	UBS AG				
(12)	大株主及	び持株	比率	UBS AG(持株比率 100.00)%)			
(13)	当事会社	土間の	関係					
				当該会社が平成25年7	月 29 日現在、当社の普通	株式 100 株(発行済株		
	次士	日日	K	式数の 0.00%)を保有し	ているほか、当社と当該	会社との間には、記載		
	資本	関	係	すべき資本関係はありま	せん。また、当社の関係	者及び関係会社と当該会		
				社の関係者及び関係会社	との間には、特筆すべき資	資本関係はありません。		
				当社と当該会社との間に	は、記載すべき人的関係に	はありません。また、当		
	人 的	関	係	社の関係者及び関係会社	と当該会社の関係者及び	関係会社との間には、特		
				筆すべき人的関係はありません。				
				当社と当該会社との間に	は、記載すべき取引関係に	はありません。また、当		
	取 引	関	係	社の関係者及び関係会社	社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特			
				筆すべき取引関係はあり	ません。			
	関連当	事 者 /	~ D	 当該会社は 当社の関連	当事者には該当しません。	また 当該会社の関係		
	該当	状	況		の関連当事者には該当しる			
			-			2,00		
(14)	最近3年	間の経営	成績及	び財政状態				
		決	算期	平成一年一月期	平成24年3月期	平成 25 年 3 月期		
純	資		産	_	17, 010	92, 961		
総	資		産		17, 010	2, 412, 540		
1 株	当たり純	資産(円)		50, 000	31, 216		
営	業	収	益	_	0	22, 957		
営	業	利	益	_	0	△ 20,088		
経	常	利	益	_	0	△ 20,639		
当	期 純	利	益	_	0	△ 55,938		
1 株	当たり当期	純利益	(円)	_	0	△ 18,784		
1 核	未当 たり	配当金	(円)	_	0	0		

(割当先は子会社を有していないため単体数値を記載。単位は特に記載のない限り百万円)

(注)1. UBS 証券は東京証券取引所の取引参加者です。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記、2. (1)「資金調達の主な目的、背景」に記載したとおり、当社は、安定的な財務基盤を確立す る必要があると考え、エクイティ性資金による資金調達について複数の金融機関・投資銀行との間で検 討・協議してまいりました。そのような中、割当予定先である UBS 証券より当社に対して、本新株予約権 付社債の発行についてご提案をいただきました。本新株予約権付社債については、当社普通株式へ転換さ れることで資本拡充が期待でき、さらに 130%コールオプション条項が付されていることにより転換が促 進され、当社の財務基盤の強化につながること、第三者割当の方法により市場環境や投資家動向に大きく 依存することなく確実な資金調達が可能であるといった性質を有していることから UBS 証券のご提案にか かる本新株予約権付社債は、財務基盤の強化及び資金調達額の確実性という当社の上記ニーズに合致する こと、また、本新株予約権付社債の転換価額の下方修正により希薄化率が当初の水準から増大するスキー ムではないこと、本新株予約権は、本新株予約権付社債の買取権(コールオプション)をワラントとして 購入した海外投資家によって行使されるため、本新株予約権付社債の転換時期が分散すると期待されるこ とから、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できることなど、既存の当社株式 の希薄化及び当社株式の流動性に与える影響に一定の配慮がされていること、また本新株予約権付社債の 払込日から払込金の支出予定時期まで一定の期間が空く可能性があるものの、本新株予約権付社債と同じ 条件で支出予定時期に発行を行える蓋然性が必ずしも高くないと当社は考えており、また本新株予約権付 社債はゼロ金利での調達のため、支出予定時期よりも早く調達したからといって財務負担が大きくなるわ けではないことから、今回本新株予約権付社債の発行を決定するに至りました。

割当予定先である UBS 証券は、50 カ国余で金融サービスを提供する金融グループである UBS AG の 100%子会社であり、日本においては 1960 年代半ばに営業拠点を開設し、長期間にわたり日本の金融市場に対してコミットメントをしております。また UBS 証券は、1984 年 12 月発行の当社スイス・フラン建転換社債及び 1990 年 2 月発行の当社スイス・フラン建ワラント債の引受実績を始め、当社と長期間の取引関係があるため、当社の事業内容や財務戦略等について熟知しております。これらの日本市場へのコミットメントの実績や当社を深く理解していることに加え、UBS 証券の中立性、高い信用力及び公募・私募の新株予約権付社債の豊富な引受実績を高く評価し、割当予定先として UBS 証券が最適であると判断し、選定いたしました。

なお、割当予定先である UBS 証券及びそのグループ会社と当社との間には、本新株予約権付社債の発行に関するデリバティブ契約は存在しておらず、今後もかかる契約を締結する予定はございません。

本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は UBS 証券に対して、本新株予約権付社債の申込期日以降、(イ) 本新株予約権付社債の払込期日から起算して 180 日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、UBS 証券の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいます。

(3) 割当予定先の保有方針

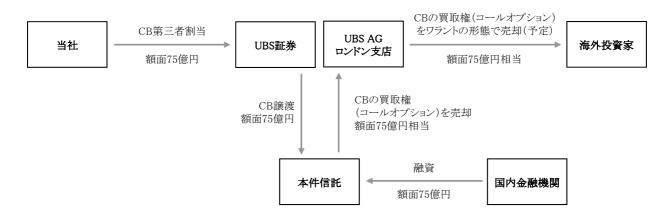
当社は、本新株予約権付社債の割当先である UBS 証券との間で、本新株予約権付社債について継続保有の取り決めはしておりません。

当社は、本新株予約権付社債を、第三者割当により UBS 証券へ割り当てますが、UBS 証券は、本新株予 約権付社債の発行日付で、信託口座(委託者及び受益者を UBS 証券とし、受託者を三菱 UFJ 信託銀行株式 会社とする信託、以下「本件信託」といいます。)に対し、本新株予約権付社債を額面で譲渡します(本 新株予約権付社債の譲渡代金は、本件信託が国内金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受けることによって調達する予定と理解しております。)。

また、本件信託は、UBS 証券の親会社である UBS AG のロンドン支店(以下「UBS AG ロンドン支店」といいます。)に本新株予約権付社債の買取権(コールオプション)を売却し、UBS AG ロンドン支店が海外投資家に本新株予約権付社債の買取権(コールオプション)をワラントとして売却する予定と聞いており

ます。海外投資家が当該ワラントを行使した場合には、UBS AG ロンドン支店は、本件信託に対して有する本新株予約権付社債の買取権(コールオプション)を行使して、本件信託から本新株予約権付社債を取得し、海外投資家に引き渡すことになります。

【本新株予約権付社債(下記の図では「CB」といいます。)発行当初】



(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である UBS 証券から、本新株予約権付社債の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けるとともに、最近の財政状態に関し、UBS 証券の事業報告書に記載される監査済の平成 25 年 3 月 31 日現在の計算書類記載の現預金の額により、払込みに要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社として払込みに支障はないと判断しております。また、本件信託が国内金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受けることについての融資の条件は、当社及び割当予定先の間で本新株予約権付社債の買取契約が有効に締結されること及び一般的な貸付条件であると確認しています。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先である UBS 証券と当社及び当社の役員との間において、本新株予約権の行使により取得する 当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、又その予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である UBS 証券の 100%親会社である UBS AG は、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構 (Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)) の監督及び規制を受けております。また、UBS 証券は、金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき平成 23 年 7 月 19 日に登録を受け (関東財務局長(金商)第 2633 号) 金融庁の規制及び監督を受けており、また東京証券取引所の取引参加者でもあります。割当予定先は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(金融庁)及び日本証券業協会自主規制規則の趣旨を踏まえて、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を宣言し、その中で反社会的勢力排除に関する社会的責任を認識し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断すべく割当予定先が行っている取り組みをホームページ上において公表しています。上記の内容及び割当予定先の親会社及び子会社を含む割当予定先における反社会的勢力との関係遮断に対する取り組みについて、当社は割当予定先の担当者との面談において説明を受けるとともに、UBS 証券のホームページやアニュアルレポート等の開示書類により、割当予定先の親会社及び子会社(以下「UBS グループ」といいます。)を含む割当予定先が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

本新株予約権付社債の買取権(コールオプション)の売却先の海外投資家については、UBS グループの 各規制官庁の監督及び規制下において取引を行っている既存顧客であり、反社会的勢力とは一切関係な い旨を割当予定先である UBS 証券の担当者との面談において説明を受けることにより確認しております。

7. 募集前後の大株主及び持株比率

募集前(平成25年5月31日現在)	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3. 48%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ エージェント ビーエヌワイエム	3. 21%
エイエス イーエイ ダッチ ペンション オムニバス 140016	
富士火災海上保険株式会社	3.06%
株式会社横河ブリッジホールディングス	3. 01%
株式会社三井住友銀行	2. 91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2. 72%
富士ソフト株式会社	2.71%
久光製薬株式会社	2. 47%
立花証券株式会社	2. 42%
明治安田生命保険相互会社	2. 34%

- (注)1. 自己株式 2,036,972 株は上記株主から除外しております。
 - 2. 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、本新株予約権付社債の第三者割当発行による平成 25 年 11 月期の業績予想の修正はございません。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権付社債の発行は、希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の「企業行動規範」に基づき、当該割当の必要性及び相当性について意見を求めるため、当社取締役会は、経営者から一定度独立した者である社外取締役1名(佐藤龍平氏)並びに社外監査役2名(齊藤昌英氏及び古川眞理氏)から意見を求めました。

佐藤龍平氏、齊藤昌英氏及び古川眞理氏は、平成25年7月30日に本新株予約権付社債の発行の必要性、 割当先及び発行条件等に関する事項について、当社担当者からの説明を受け、質疑を行いました。また、 佐藤龍平氏、齊藤昌英氏及び古川眞理氏は赤坂国際会計評価書その他の関連資料を精査いたしました。こ れらに基づく検討の結果、当該社外取締役1名及び社外監査役2名からは、当社の更なる成長に向けたグ ローバル展開を加速していかなければならない中で、当社の成長につながる投資案件を見送ることなく検 討・執行できるような財務基盤の早期強化を行う必要がある点、平成25年11月期第2四半期末における 当社のデット・エクイティ比率は169%という水準にあることから、財務健全化の観点から、デット・エク イティ比率を下げる方法による資金調達が必要である点、資金調達に際しては希薄化率を抑えつつ、必要 な資金を確実に確保する必要がある点を考慮すれば本新株予約権付社債を発行する必要性がある旨、本新 株予約権が行使されて当社普通株式に転換された場合には当社普通株式の希薄化が生じるものの、第三者 割当方式で行うことにより必要な資金を確実に確保できる点、当社普通株式への転換が行われることで財 務体質の強化が図れる点、短期間に大量の株式を発行することが避けられる点を考慮すれば、他の手段 (借入れ、普通社債発行、公募増資、株式の第三者割当) による資金調達と比較しても、本新株予約権付 社債の発行により資金調達を行うことの相当性がある旨、並びに、本新株予約権付社債の発行条件が決定 された経緯の合理性や赤坂国際会計評価書の内容を考慮すると、当社のおかれた状況に照らして発行条件 の内容も相当である旨の意見を平成25年7月30日に入手しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

		平成 22 年 11 月期	平成 23 年 11 月期	平成 24 年 11 月期				
連	結	Ē	売	上	高	62,447 百万円	58,410 百万円	61,160 百万円
連	結	営	業	利	益	5,807 百万円	3,817 百万円	2,618 百万円
連	結	経	常	利	益	5,637 百万円	3,025 百万円	2,208 百万円
連	結	当其	朝 糸	屯 利	益	2,921 百万円	1,600 百万円	△1,537 百万円
1 1	株当た	_り連	結当	期純和	刊益	94.92 円	52.32 円	△50.08円
1	株当	当た	り	配当	金	8.0円	10.0円	10.0円
1	株当	たり	連絲	吉純賞	産	1,032.33 円	1,050.99円	1,003.04円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成25年7月30日現在)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
	株 式 数	発行済株式数に対する比率						
発 行 済 株 式 数	31, 995, 502 株	100%						
現時点の転換価額(行使価額)に お け る 潜 在 株 式 数	一株	-%						
下限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	一株	-%						
上限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	一株	-%						

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 22 年 11 月期	平成 23 年 11 月期	平成 24 年 11 月期
始 値	413 円	658 円	650 円
高 値	932 円	788 円	729 円
安 値	410 円	499 円	311 円
終値	662 円	634 円	386 円

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	469 円	710 円	694 円	624 円	708 円	788 円
高 値	719 円	836 円	705 円	728 円	935 円	788 円
安 値	434 円	629 円	624 円	574 円	694 円	635 円
終値	703 円	693 円	629 円	710 円	811 円	703 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 25 年 7 月 29 日				
始 値	719 円				
高 値	719 円				
安 値	683 円				
終値	687 円				

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項なし

11. 発行要項

本新株予約権付社債の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「株式会社ユーシン第1回無担 保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行要項」をご参照 ください。

株式会社ユーシン

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1. 社債の名称 株式会社ユーシン第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約 権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社

債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の総額 金75億円

3. 各社債の金額 金1億円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関(第25項に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

- 5. 社債の利率 本社債には利息を付さない。
- 6. 社債の払込金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- 7. 社債の発行価格 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- 8. 社債の償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円

ただし、繰上償還する場合は第12項第(3)号乃至第(6)号に定める金額による。

9. 新株予約権または社債の譲渡

本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本 社債の一方のみを譲渡することはできない。

10. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

11. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

- 12. 社債の償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 30 年 8 月 20 日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(6)号に定めるところによる。
 - (2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号乃至第(6)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。)が銀行営業日(東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が一般的に支払決済のために営業を行っている日をいう。以下同じ。)でないときは、その支払いは翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし、翌銀行営業日が翌暦月となる場合、償還日は前銀行営業日に繰り上げる。償還日が、ロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が一般的に支払決済のために営業を行っている日に該当しないことを理由として、上記に従って変更される場合、当社は、当初の償還日の9銀行営業日前までに、償還日の変更を株式会社証券保管振替機構に通知する。
 - (3) 130%コールオプション条項による繰上償還
 - ①当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。 以下本項において同じ。)がある 20 連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所におい て当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。本項第(4)号③、本項第(5)号②および本項第(6) 号②における場合を除き、以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用 のある転換価額(第 13 項第(7)号③に定義する。以下同じ。)の 130%以上であった場合、平成 28

年8月20日以降、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日(当該基準日を含む。)についての本条項の適用にあたっては、第13項第(10)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(9)号に定める転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

- ② 当社が本項本号および第(4)号、第(5)号または第(6)号の両方に従って本社債の償還がなされる場合、本項第(4)号、第(5)号または第(6)号の手続が適用される。ただし、本項第(4)号に定める組織再編行為を行う意向を公表する前、本項第(5)号に定める公開買付開始公告が行われる前または本項第(6)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を公表する前に本号①に基づく公告が行われた場合には、本号の手続が適用される。
- ③ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) 組織再編行為による繰上償還

- ① 組織再編行為(本号⑤に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合または会社法に従いその他当社の機関が決定した場合、組織再編行為に係る承認日または決定日を本号において「承認日」という。以下同じ。)、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。)の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②乃至④に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還することができる。
- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号③に定義する。) および償還日に応じて下記の表 (本新株予約権付社債についての各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。) に従っ て決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ										
	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180
平成 25 年 8月 20 日	97. 67	101. 57	106. 63	113. 00	120. 78	130.00	140. 00	150.00	160. 00	170.00	180. 00
平成 26 年 8 月 20 日	98. 38	102. 12	107. 04	113. 27	120. 93	130. 01	140. 00	150. 00	160. 00	170. 00	180. 00
平成 27 年 8 月 20 日	98. 97	102. 50	107. 28	113. 42	121. 01	130. 03	140. 00	150. 00	160. 00	170. 00	180. 00
平成 28 年 8 月 20 日	99. 40	102. 62	107. 21	113. 30	120. 93	130.00	140. 00	150.00	160. 00	170.00	180. 00
平成 29 年 8月 20 日	99. 54	102. 13	106. 43	112. 59	120. 53	130.00	140. 00	150.00	160. 00	170.00	180.00
平成 30 年 8月 15 日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140. 00	150. 00	160. 00	170.00	180. 00

(注) 上記表中の数値は、平成25年7月29日現在における見込みの数値であり、第13項第

- (7) 号③記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティおよびその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように決定される。かかる方式の詳細は、代表取締役会長兼社長田邊耕二が、第33項の授権に基づき、第13項第(7)号③記載の転換価額の決定と同時に決定する。償還日が平成30年8月16日(同日を含む。)から平成30年8月19日(同日を含む。)までの期間の場合は、償還金額は各社債の金額の100%とする。
- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為の承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われまたは交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。本③、本項第(5)号②および本項第(6)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。
- ④ 参照パリティまたは償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、 以下の方法により算出される。
 - (4)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。
 - (ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる右端の値と同一とみなす。
 - (ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる左端の値と同一とみなす。
 - ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の 180%を上限とし、本号②の表および上記(イ) 乃至(ハ)の方法に従って算出された値が 180%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の 180%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の 100%を下限とし、本号②の表および上記(イ) 乃至(ハ)の方法に従って算出された値が 100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の 100%とする。
- ⑤ 「組織再編行為」とは、当社が消滅する会社となる合併、吸収分割または新設分割(承継会社等が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。
- ⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称していう。
 - (イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により 設立する株式会社
 - (中)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - (ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社

- (二)株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (ホ)株式移転 株式移転により設立する株式会社
- (^) 上記(イ) 乃至(ホ) 以外の日本法上の会社組織再編手続 本新株予約権付社債に基づく当社の義務 を引き受けるまたは承継する株式会社
- ⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(5) 上場廃止等による繰上償還

- ① 金融商品取引法に従って、(イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ロ)公開買付者が、当該公開買付けにより、当社の知る限り、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合(ただし、当該公開買付けに係る取得後に当社普通株式の株主の保有状況に変更がないと仮定する。)、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(4)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。ただし、償還日が平成30年8月16日以降、平成30年8月19日までとなる場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。
- ③ 本号①にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向または本項第(6)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から 60 日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日または本項第(6)号に定めるスクイーズアウト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる 60 日間の末日から 15 日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④ 本項第(4)号に定める繰上償還事由が発生し当社が必要な事項の公告を行い、かつ、本号①または③に定める繰上償還事由が発生した場合には、本新株予約権付社債は本項第(4)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(4)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為の承認日の前に本号①または③に基づく公告が行われたときは、本新株予約権付社債は本号に従って償還されるものとする。

(6) スクイーズアウトによる繰上償還

① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに 取得する旨の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、 当該スクイーズアウト事由に係る決議日(以下「スクイーズアウト事由発生日」という。)から 15 日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告したうえで、当該公告において指定した償 還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該 公告の日から 30 日目以降 60 日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する 本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「スクイーズアウト 償還金額」という。)で繰上償還する。

- ② スクイーズアウト償還金額は、本項第(4)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該取得の対価が金銭のみである場合には、1株につき交付される当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。ただし、償還日が平成30年8月16日以降、平成30年8月19日までとなる場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。
- (7) 本項第(3)号乃至第(6)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 13 項第(4)号に従って行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (8) 当社は、法令または振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日(第 24 項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第 13 項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

13. 新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計75個の本新株予約権を発行する。
- (2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権 に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得ら れる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行 わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成25年9月3日から平成30年8月15日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日 (株式会社証券保管振替機構の休業日でない日をいう。)。
- ② 振替機関が必要であると認めた日。
- ③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。) その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
- ④ 第 12 項第(3) 号乃至第(6) 号に定めるところにより、平成 30 年 8 月 15 日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降。
- ⑤ 第 20 項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日(当日を含める。)以降。

(5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が 本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使す ることはできない。

- (6) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
 - ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
 - ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
 - ③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、本項第(22)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、当社の代表取締役会長兼社長田邊耕二が、第33項の当社取締役会の授権に基づき、平成25年7月30日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%以上で、市場動向等を勘案して決定する。ただし、転換価額は本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されることがある。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

- (10) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の 適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(14)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主 に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌 日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための 基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに 取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象とな る新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたも のとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利) または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に 割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定 めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券(権利)または新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認または決定を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認または決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認または決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(11) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(12) 号に定める特別配当を実施する場合には、次に 定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と 併せて「転換価額調整式」と総称する。) をもって転換価額を調整する。

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。 1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (12) ①「特別配当」とは、平成 30 年8月 15 日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1億円)を平成25年7月30日またはその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)に10を乗じた金額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。
 - ②特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条

または第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降これを適用する。

- (13) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (14)①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 ②転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換 価額を適用する日(ただし、本項第(10)号④の場合は基準日)または特別配当による転換価額調 整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日 の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の 平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項(10)号または第(15)号に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (15) 当社は、本項第(10) 号および第(11) 号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、当社は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換またはその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の 算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (16) 本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を通知する。ただし、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。
- (17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 26 項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (18) ① 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関または口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に当該振替機関または口座管理機関により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - ② 振替機関または口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (19) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日 に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債につい ての弁済期が到来するものとする。

- (20) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本 新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増 加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (21) 当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会または種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止しまたは変更する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (22) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第 12 項第(4) 号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新 株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、 本号①乃至⑨の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行 為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当 該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関す る規定は承継新株予約権について準用する。
 - ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記④に定める転換価額で除 して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金によ る調整は行わない。
 - ④ 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(9)号乃至第(15)号に準じた調整を行う。

- ⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法 交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資する ものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額 とする。
- ⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(7) 承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、 承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場 合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

- ⑧ 承継新株予約権の取得条項
 - 承継新株予約権の取得条項は定めない。
- ⑨ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加 限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率(年0.0%)、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとした。

15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第 (1) 号および第(2) 号は適用されない。

16. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第 15 項または前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。

17. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第 15 項または第 16 項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、 第 15 項は適用されない。

18. 財務制限条項

当社は、本新株予約権付社債の発行日以降、最初に到来する事業年度末または事業年度の半期末のいずれか早い日から、本新株予約権付社債の償還日まで、次の各号に定める財務制限条項を遵守する。

- (1) 当社の各事業年度末及び各事業年度の半期末におけるレバレッジ・レシオを、平成 26 年 11 月末日までは 4.0 倍、平成 27 年 11 月末日までは 3.5 倍、平成 28 年 5 月末日以降は 3.0 倍以下に維持すること。
 - ① レバレッジ・レシオとは、純総借入額(以下に定義する。)を EBITDA(以下に定義する。)で 割った数値とする。
 - ② 純総借入額は、有利子負債(以下に定義する。)から現金及び現金同等物(以下に定義する。)を除した金額とし、当社グループにおける連結ベースとする。有利子負債は、短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内償還予定の新株予約権付社債、1年内返済予定の長期借入金、社債、新株予約権付社債及び長期借入金の合計金額とし、また現金同等物は、預金及び有価証券の合計金額とする。
 - ③ EBITDA は、営業利益、減価償却費、のれん償却及び長期前払費用償却の合計金額とする。 EBITDA は、当社グループにおける連結ベースとし、半期末におけるレバレッジ・レシオの計算は、 直近2つの半期の財務諸表の数値を加算した当該半期直近1年間の数値をベースとする。なお、 平成25年5月24日付でValeo S.A.社のアクセスメカニズム事業の持株会社であるU-Shin Holdings Europe B.V.の株式をValeo S.A.社より取得し、当該持株会社及び傘下の事業会社10社を連結子会社(以下「アクセスメカニズム事業会社」という。)としたため、平成25年11月末の

通期決算には、アクセスメカニズム事業会社の1年分の経営成績は含まれていないが、平成25年11月末のレバレッジ・レシオは、アクセスメカニズム事業会社の経営成績を年換算した上で、計算される。

- (2) 当社の各事業年度末日において、当社の連結及び単体ベースにおいて、営業利益が2期連続してマイナス(赤字)とならないこと。
- (3) 各事業年度末日における当社の連結貸借対照表及び単体貸借対照表に記載される純資産の部の純資産合計金額を、それぞれ、直前の各事業年度末日における当社の連結貸借対照表及び単体貸借対照表に記載される純資産の部の純資産合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

19. 財務制限条項の規定に違背した場合の特約

当社は、第18項の規定に違背した場合、遅滞なく本社債権者に当該事実を第21項に基づき公告または通知するとともに、実務上可能な限り速やかに、期限の利益喪失の要否にかかる決議を目的とした社債権者集会を招集するものとする。

20. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。ただし、第 16 項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第12項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第15項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第13項第(9)号乃至第(16)号、第16項第(2)号または第21項に定める規定に違背し、本新株子約権付社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしく はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、 その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えな い場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散 (合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始 の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売 (公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損 する事実が生じたとき。
- (9) 当社が、第19項の規定に違背したとき。
- (10) 第 19 項の規定に基づき招集された社債権者集会にて期限の利益喪失が必要と可決され、同決議につき裁判所の許可を受けたとき。

21. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の新株予約権付社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は

算入しない。)の 10 分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者 集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を 請求することができる。

23. 申込期間

平成25年8月20日

24. 新株予約権の割当日および社債の払込期日(発行日)平成25年8月20日

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

26. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UF J 信託銀行株式会社

27. 財務代理人

本社債の財務代理人は三菱UF J信託銀行株式会社とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間に いかなる代理関係または信託契約も有しない。

28. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

29. 募集方法

その他の者に対する割当の方法による。

30. 申込取扱場所

株式会社ユーシン 管理本部

31. 上場申請の有無

なし

32. 振替機関への同意

平成25年7月30日同意書提出

- 33. 上記に定めるものの他、第12項第(4)号②の組織再編行為償還金額の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長田邊耕二に一任する。
- 34. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上